

# 国民は国立公園で何をするのか

土屋 薫  
江戸川大学

## 1. はじめに：ひとはなぜ国立公園に行くのか

本稿は、レクリエーション利用の立場から国立公園とのつきあい方について考察することを目的とするが、それに先立って、ここではまず、関連するレクリエーションとレジャーの概念を整理することから始めてみたい。

筆者の専門領域であるレジャー研究の立場からすると、レジャーは単なる行楽や遊びではなく、ある種の知識や技能を習得した結果得られる満足感を意味する<sup>i)</sup>。つまり、レジャーとは一種の「たしなみ」や心得として理解した方が近いことになる。単純にテレビでラグビー観戦をするにしても、ラグビーのルールを理解していなければ試合自体を楽しむことができない。「ラグビーのたしなみがある」ので楽しめるということになる。

これは、レジャー産業の文脈から考えると、享受能力を育てるしくみがつくられていないものはやがて消えていく、ということの意味する。たとえば、日本におけるボウリング(ten pin bowling)は、1970年代前後からブームとなり、1972年には全国で3697箇所ものボウリング場があったが、2015年3月31現在、4分の1以下である844にまで減っている<sup>ii)</sup>。つまり、一時的な流行・ブームによって雨後の筍のように盛んに出て来ても、ブームが去ると、その存在自体が選択肢として消失しかねない。そのレジャー活動が持つ本来的な楽しみに出会うことなく、流行りだからと始めたものは、流行らなくなると続けること自体難しくなってしまうことになる。

ここからわかることは、国立公園に関わる動機づけをいかに行うかが大切だ、という点である。始点が定まってはじめて、国立公園を「享受する=味わい楽しむ」ために必要なものが何なのか、考察が進められるからである。

## 2. レクリエーションの場としての国立公園

それでは、国立公園の本来的な楽しみ方は何なのだろうか。

国立公園に関する現行の基本法である自然公園法が規定しているのは主に管理運営に当たる部分で、利用に関しては第1条の目的の部分のみである。第1条には「この法律は、優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図ることにより、国民の保健、休養及び教化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与することを目的とする」とある。この中で、利用に関する記述は「利用の増進を図ることにより、国民の保健、休養及び教化に資する」という部分である。しかしそこには、なぜ「利用の増進」をするか、「国民の保健、休養及び教化に資する」のか、について明示されていない。どのような利用が「国民の保健、休養及び教化に資する」のか、明示されていないのである。

これは、ア prioriに国立公園という場で過ごすだけで「保健、休養及び教化」につながる、という認識で法制定が行われたことを意味する。もちろん、第2条で「我が国の風景を代表するに足りる傑出した自然の風景地」という定義がなされているので、風光明媚な場所で感激することが利用の目的に想定されていることは想像に難くない。

水内と古谷のレビューによれば<sup>iii)</sup>、国立公園の制定はその初期において、「都市民のレクリエーションのために自然風地景を開放し、また地方民の経済に資するもの」として、「主に農林業や都市化によって失われつつある地方固有の原生風景をレクリエーション資源として新たに位置付け」ることを意図したものであった、と言う。また候補地調査を行う内務省衛生局のリストにも、避暑地・別荘地に適する平坦地や遊覧に関する案内、保健に関する水陸運動場や逍遙地、教化に関する史跡名勝保存施設、娯楽に関する祭礼、といった項目が挙げられている。そして、都市民による長期滞在を実現するために多様な風景、さらに温泉・森林・湖水といった要素を重視することになった、と言うのである。

このことについて、水内と古谷は「自然レクリエーション空間」の整備というかたちで整理しているが、それではこの「自然レクリエーション」とは何を意味するのであろうか<sup>iv)</sup>。

### 3. 自然レクリエーションの実現のために

レクリエーションとは、近代社会が成立する過程で、労働の再生産性(re-creation)をいかに上げるか、という視点で検討されてきた概念である<sup>v)</sup>。労働に向けた休息・休養・保養、あるいは労働のための気晴らしとしての娯楽に、その本質がある。

つまり、「自然レクリエーション」と言うと、日常の労働空間を離れた場として、自然の豊かな場で行われる保養や気晴らしの活動、という意味になる。レジャー研究の文脈からは、日常生活のプライオリティとはオルタナティブに存在する価値規範に触れ、実感することが日常生活を再生し、生産性を復活させることにつながる、という理解になる。

ただ、祭礼のような歴史的文物や情報提供の場としてのビジターセンターが存在し、それらを快適に享受するためのインフラがいかに整備されても、それは十分条件を満たしたに過ぎない。単なる活動の場としてではなく、自然と関わることに關する目的提供を行う(=動機づけを行う)ことが「自然レクリエーション」を実現する上での必要条件と言える。

環境教育や環境学習プログラムの意味はそこにあるし、実際にインタープリターや国立公園のレンジャーも、「入門」の間口として以上に、自然と関わる目的を伝える役割を担っていることは間違いないが、そこまで到達できる人の数はきわめて限られていると言わざるを得ない<sup>vi)</sup>。また、保全や管理のための部署との連動やそれを実現するための政策理解等、注視しなければならないことが多いことも確かである<sup>vii) viii)</sup>。

そこでここでは、近年のニーズの多様化やそれに対応し得るブロードバンドネットアクセスに立脚する高度情報化の観点から、今後の調査・研究に関して、国立公園の魅力と出会うための情報アクセスのしくみづくりという論点を挙げておきたい。

### 4. ユビキタス社会における観光レクリエーションへ向けて

ユビキタス社会とは、コンピュータがインターネットと結びつくことによって、「誰でも、いつでも、どこでも」自分の求める情報にアクセスすることができ、そのことによって様々なサービスを楽しむことができ、より豊かな生活が実現できる社会のことを指す<sup>ix)</sup>。

国立公園のような屋外のフィールドでは、サインの設営にも限界があり、実際に様々なニーズに対応した情報全てを網羅してハードウェアのかたちで提供することは不可能である。そこで、スマートフォンや

タブレットに代表されるような携帯型情報端末を用いた情報提供が現実味を帯びてくる。技術的には可能であるし、既にデータベースのような網羅型の情報提供サービスは展開事例がある。ただしそのままでは、物理空間が情報空間に変わっただけで、自然に関わる目的提供までは実現できない。

たとえば、登山であれば目的がはっきりしているが、野外フィールド一般においては、海水浴、ハイキング、天体観測、自然観察など、実践しようとする活動によって求める情報が異なってくる。また、それらの活動における習熟度によって、必要な情報セットも異なってくる。今後は、そうした情報セットを編集するしくみづくりが重要になってくる。

具体例として、フットパスでの利用を想定するとすると、先行研究のみならず、ROS(Recreation Opportunity Spectrum、レクリエーション機会可能性)やゾーニングといった管理的な視点から、アクセス権を踏まえたルールづくり、利用者サイドに立ったポイント・ルート策定、現地関係者による検討といったものが求められてくる<sup>x)</sup>。

そういった現実的制約を、アプリケーション開発や現地団体とのコーディネートも含めてトータルに実施していきながら乗り越えていくことが、国立公園という資源を活かしていくことにつながる。また、そうした利用者像の分析に基づいたプログラム展開が構造化できてようやく、自然の保護や多様性の確保に続く「利用」の「とば口」に立つことができる、と思われる。

国立公園の利用者数の増加という「量的」課題も、単なる数の把握ではなく、利用に関わる目的の把握や動機づけといった「質的」向上につながるしくみづくりをないがしろにして解決することはできない。それこそが国立公園との「つきあい」を考えていく要諦であろう。その意味では、「国民」や「国立公園」と一般化した問い自体、意味が無いと言える。「あなた」や「あの人」は「あの国立公園」で何をするのか。それが、国立公園に関わる動機づけを検討する上で正しい問いとなる<sup>xi)</sup>。

- 
- i) 松田義幸、1998、「レジャーの価値と市場創造：レジャー産業が追及すべき価値」多摩大学総合研究所編『レジャー産業を考える』実教出版
  - ii) 公益社団法人日本ボウリング場協会『平成26年度事業報告書』
  - iii) 水内佑輔・古谷勝則、2014、「大正期における田村剛の示す国立公園の風景とその変遷」『ランドスケープ研究』77(5)
  - iv) 親泊は英国の国立公園との比較において「野外

- REC」ないし「野外レクリエーション」という用語を用いている。親泊素子、1977、「英国の国立公園に関する研究」『造園雑誌』41(2)。また油井・古谷・木曾も、国民休暇村におけるインタープリテーション活動という視点から「野外レクリエーション」として扱っている。油井正昭・古谷勝則・木曾次郎、1996、「国民休暇村におけるインタープリテーション活動に関する研究」『千葉大学園芸学部学術報告』50。
- v) 高橋は、スポーツ、レクリエーション分野における60年以上に及ぶ学究生活を通して、レクリエーションについて、「日本ではフォークダンスや集団ゲーム、歌、踊りといった特定活動へのイメージが先行しているが、外来語としての出自と欧米との宗教観・労働観の違いから『再創造と遊戯・娯楽』という両義性を持つに到った」、としている。。高橋和敏、2014、「日本語『レクリエーション』の解釈をめぐって：経験知からの視点」『レジャー・レクリエーション研究』73
- vi) 油井は国立公園や国定公園に整備されてきた「国民休暇村」（現：休暇村）に着目して、そこにおける自然解説の実態をとらえ、その方向性を検討している。油井正昭・古谷勝則・木曾次郎、1996、「国民休暇村におけるインタープリテーション活動に関する研究」『千葉大園学報』50。一方、下村は、「自然とのふれあい」を「演出する」という観点から、場の提供の先に求められているものに関する考察を進めている。下村彰男、1995、「『自然とのふれあい』の多面性とその演出」『ランドスケープ研究』59(3)。
- vii) 伊藤太一、1992、「アメリカの国有林におけるレクリエーションの発展」『京都大学農学部演習林報告』64
- viii) 伊藤太一、2005、「自然地域レクリエーション計画における有料化の展開」『森林計画学会誌』39(2)
- ix) 2000年代のデジタル・アーカイブ事業の普及を経て、今やストックされた情報を用いて、地域全体を開かれた「博物館」として展開しようとする動きが出てきている。安倍尚紀、2011、「地域における観光資源の析出・情報共有化－ユビキタス社会におけるアーカイブズとGISとの紐付け－」『研究報告情報システムと社会環境』117(1)
- x) 伊藤太一、2005、「自然地域レクリエーションにおけるゾーニングの可能性」『日本森林学会誌』87(6)
- xi) アプリケーションとしては、「Map Ramble」や「AR tama」といった可能性を持った事例がある。土屋薫、2013、「着地型観光支援ツールとしてのデジタルマップの可能性－観光情報とルート選択に関する考察」『江戸川大学紀要』23号。土屋薫・廣田有里、2016、「着地型観光の環境整備に向けたAR技術による情報提供ツールの開発～流山市「本町」界隈における観光情報提供サービスを事例として～」『江戸川大学紀要』26号。また現地団体をめぐる動きとしては、NPO法人流山景観フォーラムにおける散策路策定ワークショップなどが挙げられる。